

平成19年から

住民税(市県民税)の税率が変わります

より身近な行政サービスへ

平成19年から、国から地方へ交付する国庫補助負担金の削減と併せて、概ね3兆円規模の「税源移譲」が行われることになりました。

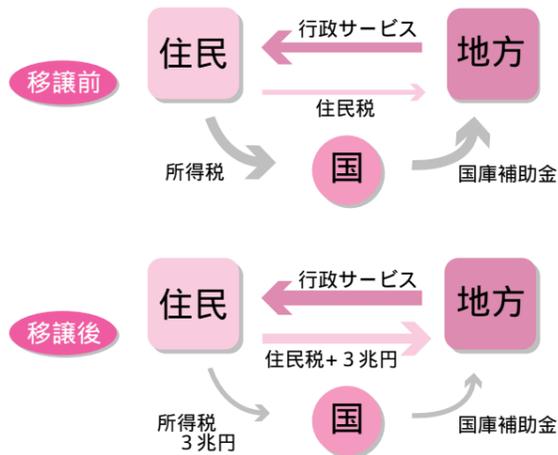
これは、国の所得税から地方の住民税へ、みなさんが納める税金の割合を変えることで、地方の自主的な財源を増やそうとするものです。

国から地方への税源移譲

- 地方にできることは地方に -

「税源移譲」とは、みなさんが国へ納める税(国税)を減らし、県と市に納める税(地方税)を増やすことで、県や市に直接入る税収を増やそうとするものです。そうすることで、これまでは、国庫補助負担金という形で国を経由していた財源を、県や市独自のものとするのができ、その地域にとって本当に必要な行政サービスを自らの責任で効率よく行えるようになります。

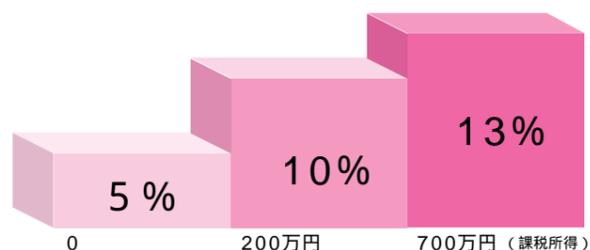
本市の場合、平成19年度1年間に、所得税が減額となった分・約6億円の住民税が増額となる見込みです。



住民税の所得割税率を10%に統一

これまでは、課税所得区分にあわせて3段階に分かれていた税率が、一律10%に統一されました。そのため、住民税の額は原則、増えることとなります。

平成18年度分まで



200万円までの課税所得は税率5%
 200~700万円までの課税所得は税率10%
 700万円超の課税所得は税率13%
 例えば、課税所得が300万円の場合
 $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = 20万円$

平成19年度分から



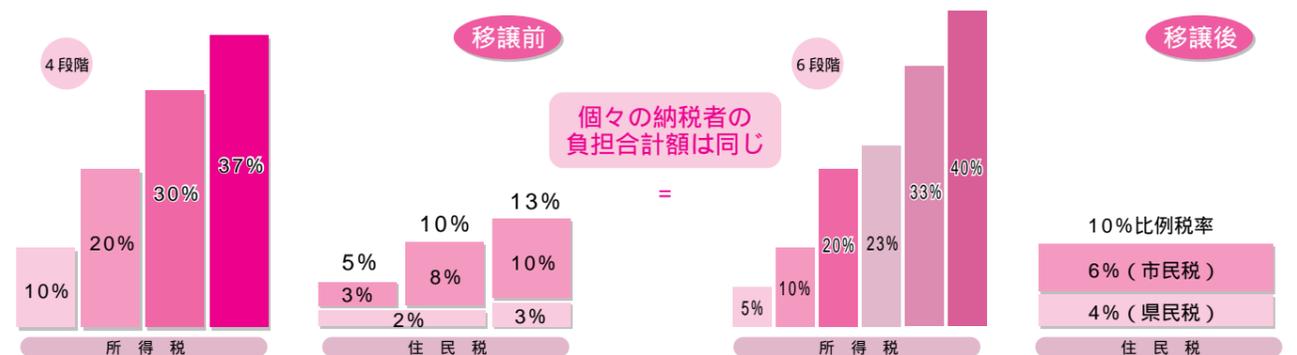
課税所得にかかわらず一律10%
 例えば、課税所得が300万円の場合
 $300万円 \times 10\% = 30万円$
 実際の税額は、この他に人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。

課税所得とは...みなさんの給与や事業収入などの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

税負担は変わりません

住民税所得割の税率を10%に統一することに伴い、国に納める所得税の税率も見直されますが、「住民税 + 所得税」では、納税者の負担が変わらないように調整されます。

所得税と住民税では、基礎控除や扶養控除、配偶者控除などの人的控除額に差があるため、同じ収入でも住民税の課税所得は、所得税よりも多くなってしまいます。そのため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて住民税を減額することで、税負担が増えないように調整されます。



独身者の場合

給与収入	税源委譲前(単位:円)		
	所得税	住民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000

税源委譲前(単位:円)			負担増減額
所得税	住民税	合計	
62,000	126,500	188,500	0円
160,500	260,500	421,000	0円
376,500	404,500	781,000	0円
868,500	650,500	1,519,000	0円

夫婦 + 子ども2人の場合

給与収入	税源委譲前(単位:円)		
	所得税	住民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000

税源委譲前(単位:円)			負担増減額
所得税	住民税	合計	
0	9,000	9,000	0円
59,500	135,500	195,000	0円
165,500	293,500	459,000	0円
590,500	539,500	1,130,000	0円

夫婦 + 子ども2人の場合、子ども1人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

上記は税源委譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から、定率減税が廃止されるなどの影響があることにご留意ください。

住宅ローン控除の減税について

住宅ローン控除は、その控除分を所得税から減税する制度ですが、平成18年までに入居された方で、今回の所得税率の引き下げにより住宅ローン控除額が減る方は、市税務課への申請により、減少した額を翌年度の住民税で減税します。

お問合せは、市税務課市民税係(☎6524)へ。